（流入車規制の見直し内容）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象 | 現状の規制内容 | 見直し後の規制内容 |
| 対象自動車の運行を行う者 | ○適合車の使用義務 | ○適合車の使用義務 |
| ○適合車へのステッカーの表示義務 | ○終了 |
| 荷主等 | ○貨物等を運送する者に対し、適合車の使用を求める義務 | ○終了 |
| ○物品等を販売等する者に対し、適合車の使用を求める義務 | ○物品等を販売等する者に対し、適合車の使用を求める義務 |
| ○適合車の使用を確認・記録する義務 | ○終了 |
| 旅行業者 | ○旅客を運送する者に対し、適合車の使用を求める義務 | ○終了 |
| ○適合車の使用を確認・記録する義務 | ○終了 |
| 一定規模以上の事業者  ・特定運送事業者  ・特定荷主等  ・特定旅行業者 | ○知事への措置の報告義務 | ○終了 |
| 対象自動車が多数出入りする施設※の施設管理者 | ○出入りする者に対し、適合車の使用の周知義務 | ○自家用自動車が出入りする施設の管理者のみを対象として継続し、適合車使用の周知義務を努力義務に緩和 |
| 対象自動車の販売業者及び賃貸業者 | ○購入等する者に対し、適合車使用の周知義務 | ○購入等する者に対し、適合車使用の周知義務 |

※以下の施設であって、大阪府の対策地域内に存するもの

○国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾

○空港

○鉄道の貨物駅

○一般自動車ターミナル

○中央卸売市場

○多数の対象自動車が出入りする次の施設

　・延べ面積1万m2を超えるもの又は敷地面積が３万m2を超える倉庫

　・廃棄物の最終処分場又は土砂のみを埋め立てる埋立地

　・対象自動車を50台以上駐車することができる駐車場を有する施設のうち、

①観光施設財団抵当法第二条の観光施設を定める政令本則に掲げる施設その他これに類する施設

②興行場法第一条第一項に規定する興行場

③会議場施設、展示施設又は見本市場施